

東日本大震災のガレキ受け入れに対し前向きな対応を求める決議

世界最大級の地震とそれに伴う津波で東北地方を中心に甚大な災害をもたらした東日本大震災から一年の月日が過ぎた。

これまで、多くの人々が被災地の復旧、復興のために支援を続けており、本市においても職員の派遣などの支援に取り組んでいる。

しかしながら、被災地に集積されたガレキの山が復興の妨げとなっており、多くの人々が今なお不自由な避難生活を強いられるなど、生活環境の整備には進展が見られていない。

岩手、宮城、福島で発生したガレキは、約 2,300 万トンといわれており、国全体での広域処理が必要とされているものの、原発事故による放射性物質に対する不安から、6パーセントから7パーセントほどしか処理されていないのが現実であり、全国の自治体の協力がなければ、被災地の真の復興はあり得ない。

国は、ガレキの広域処理を進めるため、受け入れ自治体に対する財政支援に加え、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、被災地以外の都道府県に広域処理を文書で正式要請するなどの対策を講じている。

長崎市・長崎県は、昭和 57 年の長崎大水害、平成 3 年の雲仙普賢岳災害において全国からの支援を受け、復旧・復興を果たしてきた。「一人ひとりの支援・絆の大切さ」を知る本市が、互助の精神でガレキの受け入れに前向きな対応を示すことにより、全国の自治体や、市民、各団体に賛同の輪が広がるものと確信する。

よって、本市議会は、本市に対し、放射線量の測定と特に焼却灰の埋め立て処理については国の責任において安全性の確保を整えることを前提に、通常の廃棄物相当と判断されるガレキについて受け入れに前向きな対応を行うことを強く要請する。

なお、受け入れに際し、岩手県及び宮城県のガレキについて情報を開示し、国及び本市が市民への説明責任を履行することもあわせて要請する。

以上、決議する。

平成 24 年 4 月 1 日

長 崎 市 議 会